

教育委員会会議録要旨（令和4年第22回）

| | | |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定例会 | 日 時 | 令和4年11月22日（火） 午後1時30分 |
| | 場 所 | 明石市役所分庁舎 4階教育委員会室 |
| 出席者 | 委 員 | <p>北 條 英 幸 教 育 長</p> <p>橋 幸 男 委 員</p> <p>柏 木 輝 恵 委 員</p> <p>橋 本 彰 則 委 員</p> <p>川 本 まり子 委 員</p> |
| | 事 務 局 | <p>村田局長</p> <p>田辺室長</p> <p>桑原次長（指導担当）</p> <p>新田次長（給食担当）</p> <p>西山総務担当課長</p> <p>小島学校教育課長</p> <p>前薊明石商業高等学校事務局長</p> <p>中田次長（明石商業高校福祉科準備担当）兼明石商業高校福祉科準備担当課長</p> <p>中川課長(明石商業高校福祉科準備担当課長)</p> <p>三ノ浦総務担当企画総務担当係長</p> |

次 第

○議案

- 議案第 30 号 明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則制定のこと
- 議案第 31 号 地方文化芸術推進基本計画を定める場合の市長からの意見聴取に対する回答のこと

○報告事項

1. 明石市立明石商業高等学校福祉科生徒を対象とした奨学金制度について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 4 年第 22 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、柏木委員をお願いします。

それでは、本日の審議を始めます。

議案第 30 号「明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(小島課長)

議案第 30 号「明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則制定のこと」について、説明させていただきます。

資料 3 ページは小・中学校、4 ページは特別支援学校でございます。第 22 条「春季休業日」と「夏季休業日」をご覧ください。まず「春季休業日」を 4 月 7 日までとし、1 学期の開始を 4 月 8 日からに変更します。

変更の理由ですが、例年 4 月 7 日の始業式までの準備期間が 4 日ほどしかございません。今年度、来年度についても土曜、日曜日を挟みますので準備期間は 4 日間です。年度初めは、4 月 1 日より、新しい学年のメンバーや赴任してきたばかりの教職員も入りまして、職員会議を含む各種会議を行います。また、新任管理職や新規採用者は辞令交付式に出席しますので、朝からの勤務ができません。さらに新規採用者につきましては、翌日に県教育委員会で行われます初任者研修に

出席する必要がございますし、他の教職員につきましても、教科書の準備、学年で使用する教材等の選定、教室環境準備等、新学年ということで、多くの準備を行う必要があります。このような状況で、毎年4日間での準備は厳しいということが言われてきました。年度初めの準備期間につきましても、校長会の方から短すぎるため、始業式をずらしてほしいと要望があったところです。

教職員の勤務時間の適正化が従前から言われておりますが、教職員の超過勤務時間は4月の割合が最も多くなっていました。

従いまして、少しでも余裕をもって準備を行い、始業式に子どもたちを受け入れる体制を作るためにも、1学期の始業式を4月8日としまして、4月7日までを春季休業としたいと考えます。

(4) 夏季休業日は、小・中学校とも7月に1日、8月に4日の計5日間短縮することで授業実数の確保を行います。

小学校、特別支援学校につきましても、夏季休業期間に5日間の授業日を確保した上での教育課程の編成を行ってまいりました。中学校につきましても、特に3年生の授業時数確保が難しい状況であることから、中学校の卒業式を、県立高等学校選抜選考試験の結果発表の2日前に実施することを既に決定しております。小学校、中学校、特別支援学校につきましても、7月21日、8月28、29、30、31日の5日間授業を行い、5日間夏季休業日を短縮することで授業時数が確保できる見通しでございます。

「学期」をご覧ください。2学期開始が8月中になりますので、現行の9月1日から8月1日に変更します。

2頁に高等学校、5頁に幼稚園のそれぞれ「学期」を記載しております。併せて変更いたします。

以上、ご審議賜りますようお願い致します。

(北條教育長)

ここ 3、4 年くらい夏休みの短縮については、校長会からの申し入れという形で短縮を実施してきましたが、この度、規則を制定するという事でよろしいでしょうか。何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

1 学期が 7 月 31 日までとういことで、何か支障が出るということはないでしょうか。

(小島課長)

確認しましたが、学期によって支障がでるということは聞いておりません。

(川本委員)

第 22 条(3) 春季休業日についてですが、異動などと重なって忙しすぎてということでしたが、この書き方だと、暦によって、今度は長すぎるということになりませんか。何日間設けるといった書き方ではどうでしょうか。

(桑原次長)

これまでは、1 日から 6 日を見た時に、そこに土曜、日曜が入ると平日が 4 日しか確保できないということでした。この度、1 日から 7 日ということで、どこに土曜、日曜が入っても必ず 5 日間が確保できるということになっておりますので、7 日までというのが妥当であると考えております。

(北條教育長)

近隣の他都市は、夏休みや春休み明けの日に違いはあるのでしょうか。

(桑原次長)

市ごとに設定しておりますのでそれぞれ違いがありますが、多くの市は、休日を減らす形をとっています。中には 9 月 1 日に始業式の市もありますが、総じて休日を減らす市が多いようです。

(北條教育長)

議案第 30 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長) 議案が承認されましたので、令和5年度明石市立学校園の儀式的行事の日程をお配りします。簡単に説明をお願いします。

(小島課長) 4月7日までが春季休業日になりますので、8日から1学期開始ということですが、令和5年度は、4月8日が土曜日になりますので、10日の月曜日が、小学校、中学校、特別支援学校の始業式となります。

幼稚園の始業式はこども育成室に確認したところ、11日になるだろうと聞いております。

1学期の終業式は7月21日が金曜日にあたりますので、22日から夏期休業日になります。2学期の始業式は28日の月曜日からです。

中学校の卒業式に関しましては、県立高等学校の合格発表日がまだ決まっておりませんので、それを待って、その2日後ということになります。

(北條教育長) 次に、議案第31号「地方文化芸術推進基本計画を定める場合の市長からの意見聴取に対する回答のこと」について、説明をお願いします。

(西山課長) 議案第31号「地方文化芸術推進基本計画を定める場合の市長からの意見聴取に対する回答」について、ご説明いたします。

地方文化芸術推進基本計画の策定にあたりましては、文化芸術基本法第7条第2項の規定により、あらかじめ教育委員会の意見を聞くことが定められております。

本議案は、前回11月8日に開催した教育委員会協議会において、文化振興担当課長から説明のあった「第2期明石文化芸術創生基本計画(素案)」に対して、メール等で提出いただいた意見をまとめ、教育委員会の意見として回答するものでございます。

回答する総括的なご意見としましては、「計画(案)の内容について

は、概ね適正なものであると認めます。なお、計画の遂行に当たっては、明石の文化的な風土に立脚した行事や、伝統的な民俗行事、生活や言葉（方言）などの分野にも注力し、それらを継承、発展させるということにも留意されたい。また、計画の構成、計画で使用する用語や記述方法などについて、計画が市民のためのものであることに鑑み、より市民に分かりやすくなるよう工夫されたい。」としております。

なお、計画（素案）の改善に向けた、各項目個別のご意見につきましても、「教育委員からの個別意見」として6ページにまとめております。言葉のニュアンスもありますので、頂きましたご意見をなるべく変えないような形で、併せて担当課に提出し、ご意見に対する市の考え方や対応方針について、教育委員の皆様にお返しできるよう調整を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますか。

(橘委員)

ご説明では「教育委員からの個別意見」というものも一緒に提出されると言われましたが、こちらは、私が個人的に書いたものが大部分かもしれません。私がこれをメールでお送りした際には、文の初めに「もはやこの文化芸術創生基本計画というものは、できあがりつつある段階のものを見せてもらっているため、それに手を加えることは、時間的に無理なのではないか。けれども、感じたままのことを以下述べます」と断わった上で書き出しました。そういうものですから、これは、このように公式の文書にしてもらうような物ではなく、あくまでメモ書きのつもりでした。メモ書きではありますけれども、意味が通じないと困るので、言葉を丁寧に書きましたが、あくまで、そうい

う但し書きの下に書いた個人的なメモ書きということをご理解いただきたいと思います。

(西山課長)

集約の仕方がご意向に沿っていない形になっておりまして申し訳ございませんでした。対応といたしましては、1枚目の総括意見の方を正式書類として提出させていただきます。

頂いたメールの前書きに書いていただきましたように、「既に出来上がったものに対して計画を修正して欲しいという意図はなく、メモ的なご意見です」という但し書きを付けた上で、提供させていただくという形でよろしいでしょうか

(橘委員)

意見の内容については、むしろ伝えていただきたいと思います。ただし、文章には「私は～」というような言葉を使っておりまして、個人的なものであるということについてはご理解頂きたいと思います。

もう一点ですが、このような最終段階のものではなく、もう少し前に見せていただくということはある得ないことなのでしょうか。最終段階になると、意見が言えないというか、意見を言うことで、混乱させているというように取られかねないという気がします。

(西山課長)

「骨子の段階、基本理念の段階で、最初の意見交換をさせていただいた方がより良い」というご意向だと伺いました。特に、教育委員の意見を求められる計画等につきましては、出来上がる前に意見をいただく機会を設けられないか、担当部署と調整を図ってまいりたいと思います。いただきましたご意向については、しっかりと説明させていただき、調整をさせていただいてよろしいでしょうか。

(橘委員)

はい、よろしく申し上げます。

(北條教育長)

パブリックコメントはこれから行いますよね。そうすると、市民の方からも同様に意見が出てくる可能性はあると思います。事前にこう

いった形でご意見をいただけるのは非常に助かります。

議案第 31 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

議案第 31 号を承認いたします。

(北條教育長)

次に、報告事項 1「明石市立明石商業高等学校福祉科生徒を対象とした奨学金制度」について、説明をお願いします。

(中川課長)

「明石市立明石商業高等学校福祉科生徒を対象とした奨学金制度」について、説明いたします。

現在本市では、令和 6 年 4 月の明石市立明石商業高等学校福祉科開設に向け各種準備を進めているところですが、より多くの生徒が福祉科で学べるよう、福祉科生徒に対し新たに奨学金制度を創設する検討を進めており、その現状の検討案につきまして、報告いたします。

1「目的」をご覧ください。高等学校の福祉科生徒の保護者は、実習着などの費用や、介護施設等実習に向けた予防接種費用、国家試験対策用教材費用など、福祉科進学により、公立高等学校普通科や商業科の生徒の保護者よりも、多額の負担を負うこととなります。そのため、保護者負担を少しでも軽減し、高校進学にあたり、福祉科を他の学科と同等の選択肢とすることを目的とした奨学金制度を創設したいと考えております。

また、この奨学金は、単に保護者負担を軽減させるためだけではなく、福祉科の生徒が、福祉に対する想いをより高め、学びをより深められるよう、地域ボランティア活動など授業以外のフィールドワークに活発に取り組める環境を整えるための費用にも活用してもらうことで、生徒の卒業後の更なる活躍に繋げることを目指します。

次に、2「奨学金制度内容案」をご覧ください。入学準備に要する費

用と在校時に要する費用を支援し、その両方で一体の制度にしたいと考えています。(1)入学準備支援をご覧ください。制度概要ですが、実習着等、入学時に発生する福祉科特有費用について支給するものです。対象は福祉科生徒全員で金額は10万円程度の現金か現物支給にすべきかを検討しているところです。返済については給付型で考えています。予算額は、福祉科の生徒が40名定員となりますので、毎年度400万円を見込んでいます。

次に(2)在校時支援をご覧ください。制度概要ですが、介護施設等での実習に係る保険料、実習に向けた予防接種費用、国家試験対策用教材費用等、福祉科として特別に必要な費用や地域ボランティア等の活動経費等について支援するものです。対象は福祉科の生徒全員で、金額は月額1万円を予定しています。返済については、入学準備支援同様に給付型で考えています。予算額は福祉科の生徒が40名定員となりますので、1年目480万円、2年目960万円、3年目1,440万円を見込んでいます。

その他、現在、福祉科実習棟工事の詳細設計に取り組んでおり、今後のスケジュールとしましては、令和5年2月に工事着手、9月に工事完了予定です。生徒募集については、令和5年4月に中学生に向けた情報発信を開始し、8月に学校説明会及び体験授業を実施の上、令和6年2月に入試を行います。

その他教員確保などの準備を並行して実施しながら令和6年4月に福祉科を開設する予定です。以上です。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

(橘委員)

募集要項などには、この旨全部が記載されるのでしょうか。

(中川課長)

募集要項に何処まで記載できるか、わからないのですが、生徒への

説明の際に、こういう制度があるということは説明できればと思います。

(橋委員) 受験しようとする者は、受験する前から、必ずこのお金が貰えるということは徹底して理解できているということですね。

(中川課長) はい。

(橋委員) もう一つは、全員となっておりますけれども、私はいらないという辞退は起こらないのでしょうか。その場合はどうするのですか。

(中川課長) 募集要項に何処まで記載できるか、わからないのですが、生徒への説明の際に、こういう制度があるということは説明できればと思います。

(柏木委員) 福祉科の全員に対して、給付型なので現金をお渡しするということだと思うのですが、現金でお渡しするとなると、実際に、本当に必要なものに使われているかどうか分からないのではないかと思います。保護者が負担ではなく、学校が負担するという形にし、奨学金として直接支給せずに、保護者の負担を減らす方法があるのではないかと思います。なぜ、敢えて奨学金という形にされたのかという点をお伺いできたらと思います。

(中川課長) 入学支援金に関しましては、給付で現金を渡すのか、現物支給にするのかといったところを、まだ悩んでいるところでございます。

一方で、在校時支援に関しましてはお金を支給しようと考えておりますのは、ボランティアの活動に係る費用も人によって違ってまいりますし、購入する物、必要な費用というものも生徒によって変わってくると思いますので、こちらに関しましては、現金を支給ということで考えております。

(柏木委員) つまり、一切ボランティア活動に行かない方と、たくさん行く方と

というのが発生してくると思うのですが、それでも敢えて、直接必要なものを使って貰えるか分からないけれども、全員に一律支給ということでしょうか。例えば、熱心に取り組んでらっしゃる方にだけというような選別をするということは、考えていらっしゃらないでしょうか。

(中川課長)

それぞれ住んでいる場所も違いますので、交通費も異なってまいります。また、ボランティアの頻度については、生徒間の差がある程度は出てくる可能性はありますが、ボランティア活動については、出来る限り推奨していきたいと考えております。福祉系高校では、ボランティアを卒業単位に設定する高校もございますし、活動を推奨している学校が多くあります。明石商業高等学校でも、ボランティア活動を推奨することで、活動できる基盤というものを、そのお金によって創っていったらなという風に考えているところです。

(柏木委員)

選考や、例えば保護者の所得状況による選別ということや、行わないという方針にされたのはどういった理由からでしょうか。

(中川課長)

実際に福祉科で学ぶということになりますと、お金がかなりかかってくる状況でございます。月額 1 万円ですので 3 年間で 36 万円ということでございますが、他の高校の実績を見ますと、3 年間で必要なお金が 30 万円前後かかってくるということで、普通科と比較しますと、入学の障壁になるというケースが考えられます。できれば普通科と同じような選択肢の中に福祉科を入れて、福祉を学ぶ人を増やしていきたいという思いから、審査をしないという形で考えております。

(川本委員)

給付型ということは返す必要はないということですね。

詳しくないのですが、お医者様の世界で自治医科大学というものが

あって、自治医科大学では、全ての学費が出て、その条件として、何年間か僻地の医療に携わるということになっているそうです。

少子高齢化が進む中、福祉科を開設しようという計画の中には、やはり人員が足りないところを卒業生に補って欲しいという期待もあったと思います。給付型であれば、何年間かの勤務を紐づけるというようなことをしてはいかがかなと思いました。

というのは、高齢者にとって若者と接するという事は凄く良いことだと思いますし、ずっと同じ職場ということは難しくても、知識として得たものを、そこで還元するということがあっても良いのかなと思うのですが、その辺りはお考えではないでしょうか。

(中川課長)

貸付型で、勤務条件付きで何年か働いたら返さなくて良いというような制度はどうかというご趣旨だと思いますが、こちらに関しましては、兵庫県の社会福祉協議会に、貸付型で県内の福祉施設に3年以上勤務すると全額免除になるというような制度がございまして、こちらで借りられる可能額が44万円というものです。この制度とはまた違う制度を作っていきたいというところと、卒業後、働かれる生徒さんだけではないということを見越して、自由度が高く、自分の進みたい道を選んでいただける形の給付型ということで検討させていただきました。

(川本委員)

自由度があって、そういう形が一番望ましいですね。高校生ですから、きちんと考えることはあると思うのですが、切羽詰まった問題というものがあるのかなと思いました。

やってみて変えていくということも必要だと思いますが、やはり柏木委員がおっしゃたように、一生懸命取り組んでいる生徒との差については気になります。実習を単位に結びつけることで差がでないとい

うことでよろしいでしょうか。

(中田次長)

支出が個人によって差があるというご指摘だったと思いますが、そちらについては、ある程度想定しております。

内容については、先ほど説明させていただきましたように、ボランティアを行う場所までの交通費が違ふ、国家試験対策用の教材の購入費が違ふ、予防接種も地域によって違ったりもします。そのようなことを、一定程度許容できる内容で奨学金を給付したいということで、今のところは現金給付で、給付された範囲の中で、ご自身の意思で、選択なりをしていただきたいということが主旨でございます。

保護者の所得に関しましても、確かに保護者の所得の多い、少ないは当然ありますが、学校選択にあたって、子どもの意思と保護者の所得が、必ずしも一致しない場合もあるのかなと、つまり、所得は多いけれども、そのようなことにお金を使うことを保護者が同意しないというケースも考えられますので、そのような面からも、子どもの意思が入学に反映されやすいような仕組みで考えていきたいと思っております。

(川本委員)

学校に掛かる費用は減らしていこうという風なことで苦勞されていますけれども、この奨学金制度内容案の中でも、例えば実習着や、国家試験の教科書も、内容的に毎回変える必要がないようなものであれば、貸与という形をとるといったような工夫を少ししていただけたらと思います。

(中川課長)

まだ検討段階でございますし、実際やっていないと分からない部分もございます。やっていく中で、ご指摘いただいた内容もしっかりと検討してまいりたいと思っております。

(橘委員)

この制度は、出来るだけ多くの生徒にこの福祉科を志願して欲し

い、その一つの魅力としてあるのだと思います。そうすると、「新たな奨学金制度を創設する検討を進めています」という言葉がありますが、これは当面の間ということではなく、永久的にやろうとされているのでしょうか。

(中川課長) 現状に関しましては、制度の内容については、実際にやっていく中で変わってくる可能性はありますが、永らく続けていきたい制度と考えております。

(橋本委員) 県内福祉科他校にはない独自の制度というのは、給付型ということなのか、それとも入学支援と在校時支援の両方という意味のどちらなののでしょうか。

(中川課長) 現状、県内の福祉科で受けられるものは、先ほど申しあげました社会福祉協議会の制度しかございません。こちらは入学金も在校時支援も「貸付」という形で実現はしております。そういった意味では、給付型で、明石商業高等学校独自であり、ここの生徒だけが貰えるという制度は初めてということになります。

(橋本委員) この奨学金と県社協の奨学金制度と併用するということはできるのでしょうか。

(中川課長) 今のところでございますが、今回の新しい生徒に関しまして、他の奨学金との併給を特に禁止する予定はありません。

(橋本委員) 両方使えるということでしょうか。

(中川課長) 逆に、県社協が併給を禁止されていますと、受け取れないということになるかもしれません。明石市側が禁止する予定はないということです。

(橋本委員) この制度をアピールするのであれば、ただ単に奨学金制度とするのではなくて、日本語として「給付型の奨学金制度」という言葉を入れ

てもいいのかなと思います。その中で、子どもたちが、自分たちがやりたいことのために使うお金を持つ、自由度の高いお金を持ってもらうということは、先ほどの議論を聞き、凄く大事なことだと思いました。

先ほどの説明でもありましたが、親に「ボランティアみたいな役に立たないことをするな」と言われてしまえばそれで終わってしまうところが、子どもが「学校からこういったお金をもらっているから、それを使ってやりたい」ということになると、本人の自由度で自分の学びを実現していくということが出来ると考えられます。そのような意味で考えると、所得がどうということではなく、説明があったように、自由度があって、しっかりした考えを持っている人が学ぶためのツールとしての給付金を渡すということは、私は画期的なことだと思います。単に、給付（あげる）だから良いこと、給付は明石独自ということではなく、給付するということは、本人の自由度を高めるということをしつかりアピールすべきです。そうしなければ、貸与ではなく給付です、ということだけで終わってしまいますので、そうではないという部分をしつかりと説明できるような文章を作って、対外的にアピールすると良いと思います。

もう一点は、国家試験ですが、この資格は何でしょうか。

(中川課長)

介護福祉士の国家資格になります。

(橋本委員)

そうですね。そうすると、それも明確に入れても良いのではないのでしょうか。介護福祉士は、そこから介護支援専門員など、さらに専門性を上げていく入り口部分にあたる資格ではありますが、しつかりとした国家資格です。そこはアピールをして、ステップアップの最初の基準にしようという意識を持ってもらえるように、明確にした方が

良いのではないかと思います。

(柏木委員)

給付型で全員に支給するという理由が良くわかりました。ありがとうございました。橋本委員のお話しにもありましたが、自由度を高くお渡しするからこそ、何のために、どういった使い方をして欲しくて給付するのかというところを、保護者、生徒にしっかりと伝えていただくことが、凄く大切だと思います。

月1万円ということで、将来のために、皆さんの貴重な税金をいただくわけですから、「ここの福祉科に行ったら1万円貰える」みたいな感じの言い方になってしまわないように、どういったお金が付けられているのかというところを、しっかり伝えていただくことが重要だと思います。

(北條教育長)

最終的な予算化はいつの予定ですか

(中川課長)

入学支援に関しましては、令和6年4月の開設でございますので、令和5年度中にはお支払いするようになります。出来れば来年度予算で要求したいと考えています。

(川本委員)

今回の議題とは外れますけれども、今、建築費用が高騰していると思いますが、その辺りはどのような状況かご報告いただけますか。

(中川課長)

建物に関しましては、7月に事業者と設計・施工という形で契約を済ませております。従って建築費高騰については、契約金額がございますので、金額変更の予定はありません。順調にいけば2月に工事着手できる状況です。

(北條教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第22回定例会を終了いたします。

(14:12 閉会)